

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土木部長

差押え等時の前払金の取扱いについての一部改正について（通知）

差押え等時の前払金の取扱いについて（平成21年11月24日付け21高建管第781号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

差押え等の対象を前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）ではなく請負代金（業務委託料を含む。以下「請負代金等」という。）請求権に改めるとともに、請負代金等請求権が税務署、裁判所等から差押え等を受けた場合に、受注者からの請求があっても前払金を支出することができない取扱いに変更したものを。

2 改正内容

- （1） 信託財産に属する財産である前払金に対して差押え等はできないことから、差押え等の対象を請負代金等請求権に改めたこと。
- （2） 請負代金等請求権が税務署、裁判所等から差押え等を受けた場合に、受注者からの請求に応じて前払金を支出することができる取扱いを改め、受注者に対して前払金を支出することができない取扱いに変更したこと。
- （3） その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

3 施行日

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

21高建管第781号
平成21年11月24日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土木部長

差押え等時の前払金の取扱いについて（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第3号の規定に基づいて支払うことができる建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務をいう。以下同じ。）における前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）については、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証が付されています。

そして、その用途については、建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書等の標準書式において、「受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。」（建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）（以下「契約書」という。）第36条等）とされているところです。

また、前払金は通常の支払口座とは別口の口座で管理され、保証事業会社の厳正な監査により、その用途の確認を受けたものについてのみ預金の払い戻しを受けることができる取扱いとなっています（公共工事の前払金保証事業に関する法律第27条及び前払金保証約款第15条）。

このように、前払金は部分払金や精算払金のような純然たる対価とは異なる性質のものであることから、税務署、裁判所等による受注者の県に対する請負代金（業務委託料を含む。以下「請負代金等」という。）請求権（前払金請求権を含む。4の(5)を除き、以下同じ。）の差押え（仮差押えを含む。以下「差押え等」という。）があった場合には、別異に取り扱う必要があります。

つきましては、下記に留意のうえ、差押え等時の前払金について適正な取扱いをお願いします。

記

1 前払金の性質

前払金は当該建設工事等に使用するために発注者から受注者に信託されるものであり、発注者による前払金の支払いは請負代金等の支払いではなく、前払金専用口座から前払金を払い出すことによって初めて請負代金等として受注者の固有財産に帰属する（最判平成14年1月17日（平成12年（受）第1671号・預金払戻等請求事件。以下「最高裁判例」という。））ことから、前払金の受託者（受注者）の一般債権者は、信託法（平成18年法律第108号）第23条第1項の規定により、信託財産（信託法第2条第3項に規定する

信託財産をいう。以下同じ。)に属する財産である前払金の差押え等を行うことができないこと。

2 差押債権者に対する前払金の支払の禁止

発注者が請負代金等請求権の差押債権者（差押え等をした債権者をいう。以下同じ。）の請求に応じて前払金を支払うことは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び契約書第36条等に規定する用途以外に充当することとなることから、発注者は、当該前払金の一部又は全部を差押債権者に支払ってはならないこと。

3 請負代金等請求権の差押え等時の留意点

- (1) 前払金については保証事業会社の保証が付されており、出来高が当該前払金分に満たない段階で債務不履行を原因とする契約解除が行われたときには、過払い分につき保証が充当され、保証事業会社から県に保証金が支払われる取扱いとなっていること。
- (2) 前払金は、県を委託者、受注者を受託者として、前払金を信託財産とし建設工事等の遂行のための必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立するという考え方が最高裁判例で確立しており、受注者が前払金専用口座から払い出す前の前払金については、信託法第23条第1項の規定により差押え等の対象とはできないこと。
- (3) 県が請負代金等請求権の差押え等に対応して前払金を差押債権者に支払うことは、地方自治法施行規則附則第3条及び契約書第36条等に規定する用途以外に充当することとなることから、契約締結機関は、請負代金等請求権が差押え等を受けた場合には、前払金の一部又は全部を差押債権者に支払ってはならないこと。また、県が前払金を差押債権者に支払った場合には、前払金が同規定に定める用途以外に充当されたことを理由に、保証事業会社には保証の実行を拒絶されるおそれがあること。
- (4) 契約締結機関は、請負代金等請求権が差押え等を受けた場合には、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第2項、民事執行法（昭和54年法律第4号）第145条第1項、民事保全法（平成元年法律第91号）第50条第1項その他の規定に基づき、受注者からの請求に対しても前払金を支払ってはならないこと。
- (5) 前払金専用口座のある銀行等に対し第三者から当該口座の差押え等が行われた場合には、銀行等の金融機関は最高裁判例に基づき、差押え等には応じない取扱いをしていること。

4 請負代金等請求権に対して差押え等が行われた場合の具体的な取扱い

- (1) 契約締結機関は、直ちに建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課」という。）に報告することこと。
- (2) 建設管理課は、保証事業会社と協議し、次のア及びイに掲げる場合に依りそれぞれの取扱いをし、契約締結機関に伝達すること。
 - ア 受注者が前払金を請求する前に請負代金等請求権が差押え等を受けた場合前払金を支払うことはできないことから、請求を受理しないこと。
 - イ 受注者が前払金を請求した後に請負代金等請求権が差押え等を受けた場合前払金を支払うことはできないことから、受注者自らが前払金請求の取下げを行うこと。
- (3) (2)のイの場合、契約締結機関は、別紙1の内容に沿った前払金請求取下書の提出を受注者から受け、前払金請求書の原本は写しをとったうえで受注者に返却すること。
- (4) (2)のア又はイのいずれの場合にあっても、契約締結機関は、別紙2を参考に差押え等に応じない旨の陳述書を作成のうえ（5を参照のこと。）、差押債権者に送付すること。
- (5) 請負代金等請求権の差押え等が前払金を支出した後に行われた場合も同様の取扱

いをするが、一度受注者の別口座に振り込まれた前払金について、戻入の措置を行うことはないこと。

- (6) 差押え等の事実により、受注者の経営状況が不安定であることは間違いのないので、その後の建設工事等の施工又は履行の状況には十分注意すること。

5 差押え等時の陳述書の作成

- (1) 建設工事における契約解除事務取扱要領（平成21年7月21日付け21高建管第309号土木部長通知）参考事項第4の「差押え（仮差押え）に対する措置」を参照すること。
- (2) 陳述書の作成部署は、差押え及び仮差押えについて、土木部発注案件はすべて建設管理課、土木部以外の案件は各契約担当機関の主管課室であるが、国（地方）税滞納処分については、納付書が直接契約締結機関に送付されることから、各契約担当機関となること。
- (3) 差押え等通知の「差押えに係る債権の在否」欄は、「ある」に○をすること。
- (4) 差押え等通知の「差押え債権の種類及び額」欄は、請負金額（業務委託料）全額について、「請負工事代金（業務委託の場合には、業務委託料とする。）総額〇〇〇〇円」と記載すること。
- (5) 差押え等通知の「弁済の意思の有無」欄及び「弁済する範囲又は弁済しない理由」欄は、「別紙のとおり。」と記載し、別紙には別紙2の内容を記載して添付すること。
- (6) 差押え等の通知に同封された納付書（国（地方）税滞納処分の場合）は、そのまま陳述書の起案文書に綴じて保存すること。
- (7) 陳述書送付後に差押債権者から問い合わせがあった場合には、一連の取扱いを説明するとともに、詳細は建設管理課に照会するよう伝える。建設管理課には、差押債権者から問い合わせのあった旨を報告すること。

附 則（平成24年3月29日付け23高建管第1160号）
この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日付け26高建管第1431号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

前払金請求取下書

高知県知事 様

住所

氏名 印

平成 年 月 日付けで契約締結した建設工事請負契約書（業務委託契約書）に基づき平成 年 月 日付けで請求した 工事（ 第 号）（ 業務（ 第 号））の前払金（中間前払金）については、都合により請求を取り下げます。
つきましては、請求書の返却をお願いします。

注 工事、業務委託の別、前払金、中間前払金の別により、（ ）書を参考に本文を改めること。

別紙 2

別紙

<請負契約の場合>

- (1) 差押えを受けた請負代金請求権については、請負契約を締結し、施工中の状態にあります。
- (2) また、請負代金請求権のうち前払金（中間前払金）請求権〇〇〇,〇〇〇円について、請求に応じて前払金（中間前払金）を支払うことは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び契約書に規定する用途以外に充当することとなり、同規定に反することとなりますので、お支払いすることはできません。
- (3) なお、債務者（受注者）が工事を施工し、請負契約に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることとなります。

<委託契約の場合>

- (1) 差押えを受けた業務委託料請求権については、委託契約を締結し、履行中の状態にあります。
- (2) また、業務委託料請求権のうち前払金（中間前払金）請求権〇〇〇,〇〇〇円について、請求に応じて前払金（中間前払金）を支払うことは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び契約書に規定する用途以外に充当することとなり、同規定に反することとなりますので、お支払いすることはできません。
- (3) なお、債務者（受注者）が業務を履行し、委託契約に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることとなります。

- 注 1 契約の種別に応じて、「<請負契約の場合>」又は「<委託契約の場合>」を選択して記載すること。
- 2 工事又は業務の着手前であるときには、請負契約にあつては「施工中」を「工事は着手前」に改め、委託契約にあつては「履行中」を「業務は着手前」に改めること。
- 3 受注者から前払金（中間前払金）の請求が取り下げられることが確定している場合には、(2)の「支払うことはできません。」の後に「したがいまして、弁済禁止の措置がなされた以上、前払金（中間前払金）については請求の取り下げを受け入れることとします。」を追加すること。
- 4 1から3までの場合において、請求権の性質に応じて「前払金」又は「中間前払金」を選択して記載すること。

参 考

前 払 金 関 係 法 令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第232条の5 略

- 2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（前金払）

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払を行うことができる。

一・二 略

三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

四～八 略

附 則

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払を行うことができる。

- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の3割」とあるのは、「当該経費の4割」とする。

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

附 則

第3条 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第3項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（第3項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の4割を超えない範囲内とする。

- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「5割」とする。

- 3 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前2項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の2割を超えない範囲内とする。
- 一 工期の2分の1を経過していること。
 - 二 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

（定義）

第2条 略

- 2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前金払をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。
- 3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第13条の2第1項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。
- 4 この法律において「**保証事業会社**」とは、第5条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。
- 5 略

（前払金の使途の監査）

第27条 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合においては、当該請負者が前払金を適正に当該公共工事に使用しているかどうかについて、**厳正な監査**を行わなければならない。

前払金保証約款（西日本建設業保証株式会社）

（前払金の使途の監査）

- 第15条** 当社は、前払金の使途を監査するため、必要に応じ何時でも、請負契約に関する書類及び保証契約者の事務所、工事現場その他の場所を調査し、これについて保証契約者又は被保証者に対し、報告、説明若しくは証明を求めることができるものとする。
- 2 保証契約者は、前払金を当該保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責を負い、当社が要求する必要資料を提出しなければならない。
- 3 保証契約者は、前払金を受領したときは、遅滞なく、その前払金を、当社があらかじめ本条第4項乃至第6項に規定する事項につき委託契約を締結した金融機関のうち、保証契約者の選定する金融機関に、別口普通預金として預け入れなければならない。
- 4 保証契約者は、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して、その**確認を受けなければ、前項の預金の払いもどしを受けることができない**。
- 5 前払金が適正に使用されていないと認められるときは、当社は、預託金融機関に対し第3項の預金の払いもどしの中止その他の処置を依頼することができる。
- 6 預託金融機関は、当社の委託により第3項の預金の使途に関する監査を代行することができる。

最判平成14年1月17日（平成12年（受）第1671号・預金払戻等請求事件）要旨

このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、愛知県とA建設との間で、愛知県を委託者、A建設を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって、本件前払金が本件預金口座に振り込まただけでは請負代金の支払があったとはいえず、本件預金口座からA建設に払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払としてA建設の固有財産に帰属することになるというべきである。

また、この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者である愛知県に帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者である愛知県であるというべきである。

信託法（平成18年法律第108号）

（定義）

第2条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

2 略

3 この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。

4～12 略

第23条 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのもを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法（昭和54年法律第4号）第38条及び民事保全法（平成元年法律第91号）第45条の規定を準用する。

6 略

国税徴収法（昭和34年法律第147号）

（差押えの手續及び効力発生時期）

第62条 債権（電子記録債権法第2条第1項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行ふ。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

民事執行法（昭和54年法律第4号）

（債権執行の開始）

第143条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

（差押命令）

第145条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、**第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。**

- 2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。
- 3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
- 4 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。
- 5 差押命令の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

民事保全法（平成元年法律第91号）

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

第50条 民事執行法第143条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が**第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する**命令を発する方法により行う。

- 2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
- 3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第22条第1項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。
- 5 民事執行法第145条第2項から第5項まで、第146条から第153条まで、第156条、第164条第5項及び第6項並びに第167条の規定は、第1項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

差押え等時の前払金の取扱いについて（平成21年11月24日付け21高建管第781号土木部長通知） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">21高建管第781号 平成21年11月24日</p> <p>各 部 局 長 議 会 事 務 局 長 公 営 企 業 局 長 教 育 長 警 察 本 部 長 監 査 委 員 事 務 局 長 } 様</p> <p style="text-align: center;">土木部長</p> <p style="text-align: center;">差押え等時の前払金の取扱いについて（通知）</p> <p><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第163条第3号の規定に基づいて支払うことができる建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務をいう。以下同じ。）における前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）については、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証が付されています。</u> <u>そして、その用途については、建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書等の標準書式において、「受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。」（建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）（以下「契約書」という。）第36条等）とされているところです。</u> <u>また、前払金は通常の支払口座とは別口の口座で管理され、保証事業会社の厳正な監査により、その用途の確認を受けたものについてのみ預金の払い戻しを受けることができる取扱いとなっています（公共工事の前払金保証事業に関する法律第27条及び前払金保証約款第15条）。</u> <u>このように、前払金は部分払金や精算払金のような純然たる対価とは異なる性質のものであることから、税務署、裁判所等による受注者の県に対する請負代金（業務委託料を含む。以下「請負代金等」という。）請求権（前払金請求権を含む。4の(5)を除き、以下同じ。）の差押え（仮差押えを含む。以下「差押え等」という。）があった場合には、別異に取り扱う必要があります。</u> <u>つきましては、下記に留意のうえ、差押え等時の前払金について適正な取扱いをお願いします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 前払金の性質 前払金は当該建設工事等に使用するために発注者から受注者に信託されるものであり、発注者による前払金の支払いは請負代金等の支払いではなく、前払金専用口座から前払金を払い出すことによって初めて請負代金等として受注者の固有財産に帰属する（最判平成14年1月17日（平成12年（受）第1671号・預金払戻等請求事件。以下「最高裁判例」という。））ことから、前払金の受託者（受注者）の一般債権者は、信託法（平成18年法律第108号）第23条第1項の規定により、信託財産（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下同じ。）に属する財産である前払金の差押え等を行うことができないこと。</p> <p>2 差押債権者に対する前払金の支払の禁止 発注者が請負代金等請求権の差押債権者（差押え等をした債権者をいう。以下同じ。）の請求に応じ、前払金を支払うことは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び契約書第36条等に規定する用途以外に充当することとなることから、発注者は、当該前払金の一部又は全部を差押債権者に支払ってはならないこと。</p>	<p style="text-align: right;">21高建管第781号 平成21年11月24日</p> <p>各 部 局 長 議 会 事 務 局 長 公 営 企 業 局 長 教 育 長 警 察 本 部 長 監 査 委 員 事 務 局 長 } 様</p> <p style="text-align: center;">土木部長</p> <p style="text-align: center;">差押え等時の前払金の取扱いについて（通知）</p> <p>建設工事及び業務委託における前払金（中間前金を含む。以下同じ。）については、建設業保証事業会社の保証付きであって、その用途については、建設工事請負契約書、土木設計等業務委託契約書等の標準書式において、「前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。」（建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）第36条）とされているところです。また、前払金は通常の支払口座とは別口の口座で管理され、建設業保証事業会社が認めた用途について支出する取扱いとなっています。</p> <p>このように、前払金は部分払金や精算払金のような純然たる「対価」とは異なる性質のものであり、受注者の県に対する請負代金（業務委託料）受領債権が税務署、裁判所等から差し押さえられた場合（仮差押えを含む。以下「差押え等」という。）には、差押え等の対象からは除外して取扱う必要があります。</p> <p>つきましては、下記に留意のうえ、差押え等時の前払金について適正な取扱いをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 前払金は当該業務に使用するために発注者から受注者に信託されるものであり、発注者による前払金の支払いは請負代金（業務委託料）の支払いではなく、前払金専用口座から前払金を払い出すことによって初めて請負代金（業務委託料）として受注者に帰属する（平成14年1月17日最高裁判例（平成12（受）1671預金払戻等請求事件））。</p> <p>2 前払金の受託者（受注者）の一般債権者は、信託法（平成18年法律第108号）第23条の規定により、信託財産たる前払金の差押えをすることができないことから、発注者は差押え等権者に当該前払金の一部又は全部を支払うことはできない。</p>

3 請負代金等請求権の差押え等時の留意点

- (1) 前払金については保証事業会社の保証が付されており、出来高が当該前払金分に満たない段階で債務不履行を原因とする契約解除が行われたときには、過払い分につき保証が充当され、保証事業会社から県に保証金が支払われる取扱いとなっていること。
- (2) 前払金は、県を委託者、受注者を受託者として、前払金を信託財産とし建設工事等の遂行のための必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立するという考え方が最高裁判例で確立しており、受注者が前払金専用口座から払い出す前の前払金については、信託法第23条第1項の規定により差押え等の対象とはできないこと。
- (3) 県が請負代金等請求権の差押え等に対応して前払金を差押債権者に支払うことは、地方自治法施行規則附則第3条及び契約書第36条等に規定する用途以外に充当することとなることから、契約締結機関は、請負代金等請求権が差押え等を受けた場合には、前払金の一部又は全部を差押債権者に支払ってはならないこと。また、県が前払金を差押債権者に支払った場合には、前払金が同規定に定める用途以外に充当されたことを理由に、保証事業会社には保証の実行を拒絶されるおそれがあること。
- (4) 契約締結機関は、請負代金等請求権が差押え等を受けた場合には、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第2項、民事執行法（昭和54年法律第4号）第145条第1項、民事保全法（平成元年法律第91号）第50条第1項その他の規定に基づき、受注者からの請求に対しても前払金を支払ってはならないこと。
- (5) 前払金専用口座のある銀行等に対し第三者から当該口座の差押え等が行われた場合には、銀行等の金融機関は最高裁判例に基づき、差押え等には応じない取扱いをしていること。

4 請負代金等請求権に対して差押え等が行われた場合の具体的な取扱い

- (1) 契約締結機関は、直ちに建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課」という。）に報告することこと。
- (2) 建設管理課は、保証事業会社と協議し、次のア及びイに掲げる場合に応じそれぞれの取扱いをし、契約締結機関に伝達すること。
 - ア 受注者が前払金を請求する前に請負代金等請求権が差押え等を受けた場合前払金を支払うことはできないことから、請求を受理しないこと。
 - イ 受注者が前払金を請求した後に請負代金等請求権が差押え等を受けた場合前払金を支払うことはできないことから、受注者自らが前払金請求の取下げを行うこと。
- (3) (2)のイの場合、契約締結機関は、別紙1の内容に沿った前払金請求取下書の提出を受注者から受け、前払金請求書の原本は写しをとったうえで受注者に返却すること。
- (4) (2)のア又はイのいずれの場合にあっても、契約締結機関は、別紙2を参考に差押え等に応じない旨の陳述書を作成のうえ（5を参照のこと。）、差押債権者に送付すること。
- (5) 請負代金等請求権の差押え等が前払金を支出した後に行われた場合も同様の取扱いをするが、一度受注者の別口座に振り込まれた前払金について、戻入の措置を行うことはないこと。
- (6) 差押え等の事実により、受注者の経営状況が不安定であることは間違いないので、その後の建設工事等の施工又は履行の状況には十分注意すること。

5 差押え等時の陳述書の作成

- (1) 建設工事における契約解除事務取扱要領（平成21年7月21日付け21高建管第309号土木部長通知）参考事項第4の「差押え（仮差押え）に対する措置」を参照すること。
- (2) 陳述書の作成部署は、差押え及び仮差押えについて、土木部発注案件はすべて建設管理課、土木

- 3 第三者から引渡し完了前に当該業務の請負代金（業務委託料）の差押えがあった場合の前払金の取扱いについては、契約締結機関は土木部建設管理課（契約担当）と協議して決定するものとし、差押え等には応じないこと。

差押え等時の前払金の取扱いについて参考事項

土木部建設管理課

1 前払金差押え等時の留意点

- (2) 県が前払金の差押え等に対応して当該前払金を差押え権者に支払うことは、信託法第23条第1項の規定に反し、また、契約書に定める用途以外の前払金の充当を、県自らが行うという結果を招く。
- (3) 前払金は建設業保証事業会社の保証付きであり、出来高が当該前払金分に満たない段階で債務不履行を原因とする契約解除が行われたときには、過払い分につき保証が充当され、建設業保証事業から県に保証金が支払われる取扱いとなっている。
- (1) 前払金に関しては、県を委託者、受注者を受託者として、前払金を信託財産とし工事（業務）遂行のための必要経費に充てることを目的とした信託契約が成立する、という考え方が最高裁判例で確立しており、受注者が前払金専用口座から払い出す前の前払金については、信託法第23条第1項の規定により差押え等の対象とはできない。

(4)

しかし、県が前払金を差押え権者へ支払った場合には、前払金が契約書に規定する用途以外に充当されたことを理由に、建設業保証事業会社には保証の実行を拒絶されるおそれがある。

- (5) 契約締結機関は、前払金が差押え等を受けた場合には、当該前払金の一部又は全部を差押え権者に支払ってはならない。受注者からの請求に基づき前払金専用の別口座に支払うことは差し支えないが、差押え等に対しては、応じることなく拒絶しなければならない。

- (6) なお、前払金専用口座のある銀行等に対し第三者から当該口座の差押え等が行われた場合には、銀行等は(1)の最高裁判例を理由に差押え等には応じない取扱いをしている。

2 前払金に対して差押え等が行われた場合の具体的な取扱い

- (1) 契約締結機関は、直ちに建設管理課（契約担当）（以下「建設管理課」という。）に報告すること。
- (2) 建設管理課は、西日本建設業保証(株)高知支店（以下「西日本建設業保証」という。）と協議し、受注者の経営状況に応じて次のいずれかの取扱いを決定したうえで、契約締結機関に伝達する。
 - ① 西日本建設業保証と受注者の協議により、受注者自らが前払金請求の取下げを行う。
 - ② そのまま前払金を支払い、工事（業務）の進捗を促す。
- (3) (2)の①の場合、契約締結機関は、別紙1の内容に沿った前払金請求取下書の提出を受注者から受け、前払金請求書の原本は写しをとったうえで受注者に返却する。
- (4) (2)の①又は②のいずれの場合にあっても、契約締結機関は、別紙2を参考に差押え等に応じない旨の陳述書を作成のうえ（3を参照のこと。）、差押え等権者に送付する。
- (5) 差押え等が前払金を支出した後に行われた場合も同様の取扱いをするが、一度受注者の別口座に振り込まれた前払金について、戻入の措置を行うことはない。
- (6) 差押え等の事実により、受注者の経営状況が不安定であることは間違いないので、その後の工事（業務）の施工（履行）状況には十分注意する。

3 差押え等時の陳述書の作成

- (1) 建設工事における契約解除事務取扱要領参考事項（建設管理課イントラ・「契約事務ハンドブック」）に掲載第4「差押え（仮差押え）に対する措置」を参照する。
- (2) 陳述書の作成部署は、差押え及び仮差押えについて、土木部発注案件はすべて建設管理課、土木

部以外の案件は各契約担当機関の主管課室であるが、国（地方）税滞納処分については、納付書が直接契約締結機関に送付されることから、各契約担当機関となること。

- (3) 差押え等通知の「差押えに係る債権の在否」欄は、「ある」に○をすること。
- (4) 差押え等通知の「差押え債権の種類及び額」欄は、請負金額（業務委託料）全額について、「請負工事代金（業務委託の場合には、業務委託料とする。）総額〇〇〇〇円」と記載すること。
- (5) 差押え等通知の「弁済の意思の有無」欄及び「弁済する範囲又は弁済しない理由」欄は、「別紙のとおり。」と記載し、別紙には別紙2の内容を記載して添付すること。
- (6) 差押え等の通知に同封された納付書（国（地方）税滞納処分の場合）は、そのまま陳述書の起案文書に綴じて保存すること。
- (7) 陳述書送付後に差押債権者から問い合わせがあった場合には、一連の取扱いを説明するとともに、詳細は建設管理課に照会するよう伝える。建設管理課には、差押債権者から問い合わせのあった旨を報告すること。

附 則（平成24年3月29日付け23高建管第1160号）

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日付け26高建管第1431号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

部以外の案件は各契約担当機関の主管課室であるが、国（地方）税滞納処分については、納付書が直接契約締結機関に送付されることから、各契約担当機関となる。

- (3) 差押え等通知の「差押えに係る債権の在否」欄は、「ある」に○をする。
- (4) 差押え等通知の「差押え債権の種類及び額」欄は、請負金額（業務委託料）全額について、「請負工事代金（業務委託の場合には、業務委託料とする。）総額〇〇〇〇円」と記載する。
- (5) 差押え等通知の「弁済の意思の有無」欄及び「弁済する範囲又は弁済しない理由」欄は、「別紙のとおり。」と記載し、別紙には別紙2の内容を記載して添付する。
- (6) 差押え等の通知に同封された納付書（国（地方）税滞納処分の場合）は、そのまま陳述書の起案文書に綴じて保存する。
- (7) 陳述書送付後に差押え等権者から問い合わせがあった場合には、一連の取扱いを説明するとともに、詳細は建設管理課に照会するよう伝える。建設管理課には、差押え等権者から問い合わせのあった旨を報告する。

4 施行期日

この通知は、平成21年11月24日から施行する。

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

別紙 1

平成 年 月 日

前払金請求取下書

高知県知事 様

住所

氏名 印

平成 年 月 日付けで契約締結した建設工事請負契約書（業務委託契約書）に基づき平成 年 月 日付けで請求した 工事（ 第 号）（ 業務（ 第 号））の前払金（中間前払金）については、都合により請求を取り下げます。つきましては、請求書の返却をお願いします。

注 工事、業務委託の別、前払金、中間前払金の別により、（ ）書を参考に本文を改めること。

別紙 1

平成 年 月 日

前払金請求取下書

高知県知事 様

住所

氏名 印

平成 年 月 日付けで契約締結した建設工事請負契約書（業務委託契約書）に基づき平成 年 月 日付けで請求した 工事（ 第 号）（ 業務（ 第 号））の前払金（中間前金）については、都合により請求を取り下げます。つきましては、請求書の返却をお願いします。

注 工事、業務委託の別、前払金、中間前金の別により、（ ）書を参考に本文を改めること。

別紙 2

別紙

<請負契約の場合>

- (1) 差押えを受けた請負代金請求権については、請負契約を締結し、施工中の状態にあります。
- (2) また、請負代金請求権のうち前払金（中間前払金）請求権〇〇〇,〇〇〇円について、請求に応じて前払金（中間前払金）を支払うことは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び契約書に規定する用途以外に充当することとなり、同規定に反することとなりますので、お支払いすることはできません。
- (3) なお、債務者（受注者）が工事を施工し、請負契約に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることになります。

<委託契約の場合>

- (1) 差押えを受けた業務委託料請求権については、委託契約を締結し、履行中の状態にあります。
- (2) また、業務委託料請求権のうち前払金（中間前払金）請求権〇〇〇,〇〇〇円について、請求に応じて前払金（中間前払金）を支払うことは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条及び契約書に規定する用途以外に充当することとなり、同規定に反することとなりますので、お支払いすることはできません。
- (3) なお、債務者（受注者）が業務を履行し、委託契約に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることになります。

- 注 1 契約の種別に応じて、「<請負契約の場合>」又は「<委託契約の場合>」を選択して記載すること。
- 2 工事又は業務の着手前であるときには、請負契約にあつては「施工中」を「工事は着手前」に改め、委託契約にあつては「履行中」を「業務は着手前」に改めること。
- 3 受注者から前払金（中間前払金）の請求が取り下げられることが確定している場合には、(2)の「支払うことはできません。」の後に「したがいまして、弁済禁止の措置がなされた以上、前払金（中間前払金）については請求の取り下げを受け入れることとします。」を追加すること。
- 4 1から3までの場合において、請求権の性質に応じて「前払金」又は「中間前払金」を選択して記載すること。

別紙 2

別紙

差押えを受けた工事代金（業務委託料）について、請負契約（委託契約）を締結しておりますが、施工中（履行中）の状態にあります。

また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。

なお、債務者が工事（業務）を施工（履行）し、請負契約（委託契約）に定める所定の手続きにしたがい部分払い又は完成払いの段階に至った後には、弁済に応じることになります。

- 注 1 業務委託の場合又は前払金の支払いは完了し中間前金を選択している場合（工事の場合のみ）には、（ ）書に改めること。
- 2 工事又は業務の着手前であるときには、本文の「施工中（履行中）」を「工事（業務）は着手前」に改めること。
- 3 受注者から前払金の請求が取り下げられることが確定している場合には、「また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできません。」を「また、工事代金（業務委託料）中、前払金（中間前金）〇〇〇〇円については、平成14年1月17日最高裁判所判例（平成12(受)1671預金払戻等請求事件）によって当県の信託財産であり、受託者以外に支払うことはできないことから、弁済禁止の措置がなされた以上、前払金については請求取り下げを受け入れることとします。」と改めること。

参 考

前 払 金 関 係 法 令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第232条の5 略

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（前金払）

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払を行うことができる。

一・二 略

三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

四～八 略

附 則

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払を行うことができる。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の3割」とあるのは、「当該経費の4割」とする。

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

附 則

第3条 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第3項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（第3項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の4割を超えない範囲内とする。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「5割」とする。

3 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前2項の範囲内で既にした前金払に追加して

参 考

前 払 金 関 係 法 令

地方自治法施行令

附 則

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払を行うことができる。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「当該経費の3割」とあるのは、「当該経費の4割」とする。

地方自治法施行規則

附 則

第3条 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第3項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（第3項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の4割を超えない範囲内とする。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「5割」とする。

3 公共工事に要する経費のうち工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前2項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の2割を超え

する前金払の割合は、当該経費の2割を超えない範囲内とする。

- 一 工期の2分の1を経過していること。
- 二 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

ない範囲内とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）

(定義)

第2条 略

- 2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前金払をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。
- 3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第13条の2第1項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。
- 4 この法律において「保証事業会社」とは、第5条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。
- 5 略

(前払金の使途の監査)

第27条 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合においては、当該請負者が前払金を適正に当該公共工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。

前払金保証約款（西日本建設業保証株式会社）

(前払金の使途の監査)

- 第15条 当社は、前払金の使途を監査するため、必要に応じ何時でも、請負契約に関する書類及び保証契約者の事務所、工事現場その他の場所を調査し、これについて保証契約者又は被保証者に対し、報告、説明若しくは証明を求めることができるものとする。
- 2 保証契約者は、前払金を当該保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責を負い、当社が要求する必要資料を提出しなければならない。
 - 3 保証契約者は、前払金を受領したときは、遅滞なく、その前払金を、当社があらかじめ本条第4項乃至第6項に規定する事項につき委託契約を締結した金融機関のうち、保証契約者の選定する金融機関に、別口普通預金として預け入れなければならない。
 - 4 保証契約者は、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して、その確認を受けなければ、前項の預金の払いもどしを受けることができない。
 - 5 前払金が適正に使用されていないと認められるときは、当社は、預託金融機関に対し第3項の預金の払いもどしの中止その他の処置を依頼することができる。
 - 6 預託金融機関は、当社の委託により第3項の預金の使途に関する監査を代行することができる。

最判平成14年1月17日（平成12年（受）第1671号・預金払戻等請求事件）要旨

このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、愛知県とA建設との間で、愛知県を委託者、A建設を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって、本件前払金が本件預金口座に振り込まれただけでは請負代

金の支払があったとはいえ、本件預金口座からA建設に払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払としてA建設の固有財産に帰属することになるというべきである。

また、この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者である愛知県に帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者である愛知県であるというべきである。

信託法（平成18年法律第108号）

（定義）

第2条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

2 略

3 この法律において「信託財産」とは、受託者に属する財産であつて、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう。

4～12 略

第23条 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができる。この場合においては、民事執行法（昭和54年法律第4号）第38条及び民事保全法（平成元年法律第91号）第45条の規定を準用する。

6 略

国税徴収法（昭和34年法律第147号）

（差押えの手續及び効力発生時期）

第62条 債権（電子記録債権法第2条第1項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

民事執行法（昭和54年法律第4号）

（債権執行の開始）

第143条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

（差押命令）

第145条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を

信託法

第23条 信託財産責任負担債務に係る債権（信託財産に属する財産について生じた権利を含む。次項において同じ。）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）をすることができない。

第2項以下省略

- 禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。
- 2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。
 - 3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。
 - 4 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。
 - 5 差押命令の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

民事保全法（平成元年法律第91号）

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

- 第50条 民事執行法第143条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。
- 2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
 - 3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第22条第1項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。
 - 5 民事執行法第145条第2項から第5項まで、第146条から第153条まで、第156条、第164条第5項及び第6項並びに第167条の規定は、第1項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。